

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300906001	30年9月6日	31年1月22日	2年1月23日	「激甚災害法」のあり方の検討と災害時におけるマイナンバーカードの機能強化	わが国は、地震、台風、豪雨、津波、豪雪等が頻発する災害大国であり、特に近年は、地球温暖化による環境変化もあり、災害が切れ目なく多発するとともに、複合化、激甚化し、かつ常態化している。 地域経済が疲弊している中で、激甚災害は、地方創生の取り組みに大きな打撃となり、道路や観光客等を受けた被災企業は、売上の減少など厳しい経営環境に置かれ、倒産を余儀なくされる企業も多い、これに加え、地域を離れていき着いている。また、被災の影響は、被災地以外の取引先など広範囲に及び、経済的な負の連鎖が発生している。しかし、こうした地域の復旧を支援する「激甚災害法」は、全国を対象とした「本激」と市町村を対象とした「局激」に明確に分かれており、同じような被害でも本激では支援策に大きな差がある。 このため、市町村の区域に著目した復旧ではなく、広域的な経済再生を含む復旧に資する「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方を検討すべきであり、これによる、国民の生命財産を守り、経済回復を図ることはできない。 また、今後予想される首都圏下型地震や南海トラフ大地震といった大規模災害をはじめ、重篤な被災例においては、住民の迅速な安否確認や被災者の救助・特定、救急対応が極めて重要であり、避難所においても、診療へ搬入への対応、予防金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが果たし得る役割は大きい。 従って、マイナンバーカードのさらなる普及と取り組むとともに、災害等の緊急時に、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるIDカードとしての機能の追加を準備し検討すべきである。これは被災時のみならず、平時の急急急急急急においても個人の「安心」と「安全」な暮らしを確保するための貴重な手段になると考える。	日本商工会議所	内閣官房 内閣府 総務省	【激甚災害制度】 激甚災害制度では、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害に指定することとされています。 激甚災害の指定については、地域を限定せずに適用措置を指定する「本激」と、市町村単位で適用措置を指定する「局激」がありますが、「本激」と「局激」で適用措置の内容に違いはありません。 【総務省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項により、マイナンバーカードのおもて面には顔写真と基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)が記載されており、個人の基本情報を確認することが可能となっています。また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務と関係する法律第17条第1項により、各府省庁や地方公共団体のほか、総務大臣の認定を受けた民間事業者等については、マイナンバーカードに搭載されたチップ内の電子証明書を扱うことにより、電子的に本人確認を確実に行うことも可能となっています。	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	事実確認 【総務省】 実行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載のとおり、「本激」と「局激」で適用措置の内容に違いはありません。 なお、災害時の中小企業に対する支援策において、全国レベルの被害と市町村レベルの被害で支援の内容に差があるというご質問をいただきましたが、当該支援策は中小企業庁による独自の支援制度であり、激甚災害法とは関係がないことを念のため申し添えます。 【総務省】 災害時等のマイナンバーカードの活用について、例えば、避難所において住民の避難状況を正確に把握し、適切な支援を行えるようにするため、昨年度、マイナンバーカードを活用した避難所入退所管理の在り方に係る検証及び検討を行ったところです。		
300928019	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式の活用促進	【提案の具体的内容】 「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書について、標準的様式の活用を促進していただく。」 【提案理由】 「保育所の入所申込にあたり自治体に提出する就労証明書について、標準的様式が取りまとめられているが、就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査結果等について(平成30年4月24日付け事務連絡)に記載されているとおり、活用状況は半数にも満たず、自治体ごとにはばらつきがある状況である。 上記事務連絡において、各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局等に活用を促しているが、行政手続コスト削減の観点から、引き続き積極的な活用を促してほしい。	一般社団法人生命保険協会	内閣府 厚生労働省	・企業において、記載内容の異なる複数の就労証明書を限られた期間内に手作業で大量に作成する必要があり、人事担当者の負担や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっていること、 ・同時に、複数の自治体で就労証明書の様式が異なっていることにより、作成に当たった企業等から市区町村への問合せが頻回に発生し、結果的に市区町村の負担増にもつながっているとの声があること を踏まえ、「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各市区町村の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準的様式の活用を市区町村に対して要請しています。	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2条第2項第2号	対応	「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォローアップ調査結果等について(平成30年10月16日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)のとおり、平成30年8月時点で標準的様式を「活用している」「平成30年度又は平成31年度入所分から活用予定」との回答が全市区町村の約49%あり、昨年12月に実施した調査の結果では約37%であったこと比べ、一定の進捗が見られました。また、同事務連絡において、「就労証明書の標準的様式の活用に関する留意事項」を示しつつ、標準的様式の積極的な活用を改めて要請しました。今後、調査結果等を踏まえ、標準的様式の徹底しを含む必要対応を検討するとともに、引き続き、標準的様式の普及を図ってまいります。	◎	
300928115	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	マイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等)へのアクセス	【制度の現状(現行規制の概要等)】 民間にマイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報)へのアクセスが認められていない。 【具体的要望内容】 預金者の住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報へのアクセスを(預金者が解約されるまで継続的に)許容。 【要望理由】 FATF(2019年)を前に、マネロン・テロ資金対策の強化(具体的には、金融庁ガイドラインによる継続的な顧客管理が求められている)が求められる中、本邦金融機関では現在不明な顧客情報が返却される(住所・氏名が不明)口座が相当数ある状況。欧米など海外では、このような住所不明の口座は、不審な口座として解約や取引停止が行われており、本邦でも今後同様の対応を行う必要があるもの。しかしながら、本邦では預金規程等で変更届が求められているものの、実際には住所・氏名の変更届やマイナンバーの届出が行われないケースも多く、これを補完する(顧客(国民)利便性の)観点、また適切なマネロン・テロ資金対策のための口座管理を金融機関が行う観点から、上記を要望するもの。	都銀懇話会	内閣府 金融庁 総務省	マイナンバー制度導入の際に、金融機関等からの要望に応じて公的個人認証の民間事業者への開放を行っており、これにより、金融機関は犯罪収益移転防止法で定める本人確認に必要な住所、氏名、生年月日の確実な情報を電子的に取得できています。金融庁においては継続的な顧客管理のため、公的個人認証の活用を、金融機関等へ周知しております。 また、預金取扱金融機関については、マイナンバー法その他の法律により、個人番号関係事務実施者として、預金者に対してマイナンバーの提供を求めることができることとなっています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第18条	その他			
310206031	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	労働基準法第24条における労働者への資金支払い手段の対家拡大	【提案の具体的内容】 現在、資金の支払いについては、通貨払い(現金)が原則となっており、例外的に口座振込が認められている。 キャッシュレス化推進の観点から、金融庁が検討している機能別・横断的な金融規制の見直しの動きに配慮しつつ、資金保全や換金性、適切なセキュリティを担保するなど、口座振込と同程度の労働者保護が確保できる範囲で、電子マネー等の決済手段を資金支払(日本円)として認めるべきである。 【提案理由】 現在の労働基準法の規定では、現金か口座振込による方法しか認められていないことから、電子マネーを利用する際は利用する際に、事前に現金又は口座からの資金移動が必要であり、手間や資金移動時の費用発生などが生じている。電子マネー等の決済手段を資金支払として認めることで、労働者の給与支払の選択肢の拡大、キャッシュレス化の推進による消費行動の活性化、新たなビジネス創出の可能性などが期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 厚生労働省	資金の支払いについては、労働基準法において、「資金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と規定されており、通貨払いの原則の例外として、労働基準法施行規則において、労働者の同意を得た場合、銀行等の銀行口座の預金または貯金の振込みや、証券総合口座の預り金への振込みは認められているものの、電子マネー等を取扱う資金移動業者が開通する口座への振込みは、現状では認められていない。	労働基準法第24条 労働基準法施行規則第7条の2	検討し着手	平成29年12月8日の国家戦略特区WGにおいて、現状で認められている銀行口座等以外に、ペーパードルポート口座(資金移動業者の開通する口座)への資金支払を可能とする提案が東京都からなされ、その後、WG等の場で内閣府及び厚生労働省で協議を重ね、平成30年12月17日に開催された国家戦略特別区域諮問会議や、平成30年12月25日に策定された「外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策」において、資金移動業者が開通する口座への資金支払を可能とすることについて、資金の確実な保全がなされるか、換金性があるかなどの労働者保護の観点に十分留意しつつ、できるだけ早期の制度改革を目指し、関係者との協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化することが盛り込まれたこと。 現在、業界団体や労使関係団体など関係者と制度化に向けた調整を行っている。	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310208010	31年2月8日	31年3月6日	元年7月25日	保育所入所に必要な証明書に関する見直し	<提案内容と提案理由> 保育所・児童保育所の入所等に当たり、申請者は就労証明書や休業証明書、復職証明書等を提出しなければならない。申請者(従業員)を雇用する企業(勤務先)が作成している各種証明書について、以下3点を要望する。 ① 名称の統一(就労証明書) 就労証明書、勤務証明書や在職証明書など、市区町村で名称が異なり、従業員からの問い合わせや従業員への案内に負担が生じているため、名称を「就労証明書」に統一すべきである。 ② 様式及び記載項目(定義)の統一(就労証明書、休業証明書、復職証明書等) レイアウトや記載項目の定義が異なるため、各自治体の様式に対応した証明書を作成しなければならず、広域で活動する企業を中心に極めて重い事務負担が発生している。就労証明書については、内閣府が中心となり「標準の様式」を作成したものの、標準の様式の採用は各自治体の裁量に委ねられているほか、同様式を活用した自治体においても、備考欄に様々な情報の追加記載を求められるケースが発生している。 そこで、標準の様式の活用を必須とし、記載項目(定義)も統一し、備考欄への追加も最小限とすべきである。 (参考) ・レイアウトが異なる例:氏名、住所、勤務実績等の項目の位置 ・記載項目の定義が異なる例: ① 給与額:通勤手当を含む/含まない、賞与を含む/含まない、基本給のみ、総支給額等 ② 勤務日数:有給休暇を含む/含まない ③ ①や②の必要月数:3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月 ④ 勤務時間:休憩時間を含む/含まない 育児短時間勤務取得の場合に取得前の勤務時間/取得後の勤務時間 ※なお、標準様式では、休憩時間を含むと明記されているが、育児短時間の場合の取り扱いの記載がないため、解釈に迷う。 ③ 社印押印の代替手段の検討加速化(就労証明書) 就労証明書には企業(勤務先)の社印を押印しなければならない。2018年10月より、マイナンバーの「就労証明書作成コーナー」を活用することで証明書の記載事項を電子的に入力できるようになったが、押印が必要のために証明書を印刷する作業が残し、一連の作成プロセスが電子的に完結しない。規制改革推進会議・行政手続部会の資料には、「就労証明書と同様の証明書等の真正性が電子的に担保できる手続がある場合には、社印等の押印は不要だと考えており、そのためにもこのような手法や仕組みが利用可能か、政府全体の電子化への取組も見据えつつ研究してまいりたい」とあるため、検討を加速化すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 厚生労働省	・企業において、記載内容の異なる複数の就労証明書を限られた期間内に手作業で大量に作成する必要があり、人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっていること。 ・同時に、複数の自治体で就労証明書の様式が異なっていることにより、作成に当たっての企業等から市区町村への問合せが頻回に発生し、結果的に市区町村の負担増にもつながっているとの声があること を踏まえ、「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準の様式について」(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各市区町村の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準の様式の活用を市区町村に対して要請しています。 ・「就労証明書の標準の様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォローアップ調査結果等について」(平成30年10月16日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)のとおり、平成30年8月時点で標準の様式を「活用している」「平成30年度又は平成31年度入所分から活用予定」との回答が全市区町村の約49%あり、平成29年12月に実施した調査の結果では約37%であったことと比べて、一定の進捗が見られました。また、同事務連絡において、「就労証明書の標準の様式の活用に関する留意事項」を示しつつ、標準の様式の積極的な活用を改めて要請しています。	子ども・子育て支援法施行規則(平成28年内閣府令第44号)第2条第2項第2号	①、② ◎ ③ 検討に着手	①、②について 規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革会議)において、「平成32年度入所分の標準の様式の普及率を保育所等申込者数ベースで70%とする目標を設定し、標準の様式の普及率の抜本的向上を図る。この目標を達成するため、地方自治体に対して実施したアンケートの調査結果を精査するとともに、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由(記載項目が不足等)を分析し、早急に実効的な対策(例えば、大都市向けの標準の様式の作成など)を立てて、標準様式化、デジタル化を働きかけることとされていることを踏まえ、現在、民間企業、地方自治体、規制改革推進会議等と協力して大都市向けの標準の様式を作成しており、その際、企業の負担軽減のため、できる限り項目名や記載要領の統一を図ることとしています。 今後、本年7月を目途に、大都市向けの標準の様式を提示し、平成32年4月入所分からの活用を依頼することとしています。 ③について 規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革会議)において、平成33年度までに、「押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める」とこととされていることを踏まえ、研究を行ってまいります。		◎
310213034	31年2月13日	31年3月6日	31年4月5日	PF事業等における特別目的会社株主と受託・請負企業との分離の拡大	【提案の具体的内容】 PFI事業・コンセッション事業の入札において、以下の条件を緩和することが望ましい旨を地方自治体に周知徹底すべきである。 (1)特別目的会社の株主(コンソーシアム構成企業)が受託・請負企業とならなければならない旨の条件 (2)特別目的会社の株式の譲渡制限 【提案理由】 内閣府民間資金等活用事業推進室が公表している「契約に関するガイドライン」PF事業実施契約における留意事項において、「においても指摘されている通り、株主責任と連帯責任を異なるものが担う等の責任の分担は、PFI事業・コンセッション事業においてPFI事業・コンセッション事業の担い手の拡大、インフラ市場の活性化に資する。 しかし、実際の入札案件においては、コンソーシアム構成企業が受託・請負企業とならなければならないことや、特別目的会社株式の譲渡が制限されることが多い。そのため、受託・請負に必要な能力を有しながらも投資ができない事業者や、投資を行いたいものの、受託・請負に必要な能力を有していない事業者が当該事業に参画できない。 入札案件の性質等に応じて、そうした条件を外すよう地方自治体に周知徹底すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府	OPFI事業(コンセッション事業を含む)において、特定目的会社の株主の資格を受託・請負企業に限定する規定や、株式の譲渡を制限する規定は、PFI法にはありません。 ○「契約に関するガイドライン」P20「6-2 選定事業者の株主の譲渡」 ○「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」P9「13 選定権者に係る株主譲渡及び債権流動化」	現行制度下で対応可能	○お示しの「契約に関するガイドライン」において、「事業者選定の前提とされた履行能力を同等の履行能力を確保するための手段や条件は、一律ではなく、各事業の事業類型、事業内容、事業段階により、異なるものと考えられ、これを踏まえ、株式譲渡の条件の有無やその詳細について管理者等が判断すべきである。(2)具体的な手続等」と規定しており、株式譲渡に条件を付す場合は、各事業者の選定事業において果たすべき役割に応じ、適切な事業実施を図る上で必要最小限の条件を明確にすることが望ましい旨の見解を示しております。そのため、コンソーシアム構成企業の資格や株式譲渡の制限については、原則として、各管理者等において契約ガイドラインの規定等を踏まえて、判断されるものと認識しております。当該規定については今後も地方公共団体等に周知を図ってまいります。 ○また当室では、実際の入札案件において、SPOCの株式の譲渡が制限されることが多いことに鑑み、入札案件の性質等に応じて必要な場合には、株式の譲渡を制限しないようにするため、昨年3月に「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正し、コンセッション事業の実施に際して、一定の条件を満たす場合には、SPOCの議決権株式の第三者の譲渡を承認するものとする。こと ・入札資格等においてLPS等が代表企業や構成企業となることのみを理由に排除しないこと ・入札資格等において実績要件を設定する場合でも、一定の事項については、LPS等の無関係な役員等の実績をもって確認することも想定されること ・LPS等がSPOCの議決権株式を所有する場合において、当該株式の譲渡については、他の法人格において適用される条件と同等の条件が適用されるものとするなどを新たに定めたとごうです。 これらの改正事項については、昨年国土交通省が主催した「ブロックプラットフォーム」等の場で地方公共団体や民間事業者に対して周知を行ったところであり、今後も各種法令・ガイドラインに対する地方公共団体等の理解を深めるよう努めてまいります。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項

○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310226007	31年 2月26日	31年 3月22日	2年 1月23日	保育園運営に対する補助金制度(児童の年齢が上がることにより補助単価が下がる制度)の見直し	・保育所運営に対する補助金は、保育する児童の年齢により補助金の単価が異なり、年齢が上がると単価が低くなる制度について見直しを検討願いたい。 ・保育する児童年齢があがることに単価が下がると、保育所運営において、採算面から単価の高い年齢層を中心に募集を行うことになり、地域の実態に必ずしも対応できなくなっている。	民間企業	内閣府	保育所では、子どもの年齢ごとに求められる保育士の配置基準が異なることから、保育士の人件費を含め、公定価格においてもこれにあわせ、年齢により基準額に差を設けているもの。 <保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条)> 4歳以上児:子ども30人につき保育士1人 3歳児 :子ども20人につき保育士1人 1、2歳児 :子ども6人につき保育士1人 乳児 :子ども3人につき保育士1人	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 ○特定教育保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2 各Ⅱ.1.(2). ○特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例型保育に要する費用の額の算定に関する基準等別表第2	事実確認	提案では、「保育する児童年齢があがることに単価が下がると、保育所運営において、採算面から単価の高い年齢層を中心に募集を行うことになり…」として、採算性について言及しているが、公定価格の単価は子どもの年齢に応じた配置基準に基づき設定されていることにより、年齢ごとに差が出るものであり、低年齢ほど採算性が低下するものではないため。		
310304001	31年 3月4日	31年 4月22日	31年 5月24日	民間一時滞在施設における災害時損害補償契約制度の創設	【提案の具体的内容】 民間事業者が提供する一時滞在施設が、地震等自然災害発生時、工作物の設置又は保存の瑕疵がなく他人に損害を生じたときは、土地の工作物の占有者及び所有権者ではなく国が責任を負う制度を創設すべきである。 【提案理由】 災害時の帰宅困難者の一時滞在施設として、民間事業者は区との協力協定の締結等により施設を提供している。しかし、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が食糧した場合に賠償請求されるのではないかとといった懸念から、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。 民間の一時滞在施設において、施設管理者が善管注意義務を果たしていることを前提に、所有者が損害賠償責任を負わない制度を創設することで、民間事業者の施設提供を促進することができる。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府(防災担当)	民間施設を一時滞在施設として提供した結果、民間施設や帰宅困難者に損害が発生した場合に備えて、仙台市では、一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定の中で、民間施設自体や帰宅困難者に「故意または重大な過失がない限り」、市で負担をするとの内容を協定に明記しております。 このように、責任の所在を協定に明記することで民間施設の施設管理者が損害賠償責任を問われることがないようにすることができると考えており、平成30年3月に、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事例集」を公表し、関係機関に周知しているところです。 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事例集(P7) http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/pdf/kitakukonnan_jirei.pdf	現行制度下で対応可能	「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事例集」については、各都道府県消防・防災担当部局あてに「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事例集の公表について」(平成30年3月30日付事務連絡)を送付し、同月から内閣府防災のホームページにて周知を行っているところであり、今後も協定を締結する市区町村に引き続き周知してまいります。			